

第 2 回 武蔵野市図書館運営委員会 議事要録（案）

日 時 令和 2 年 2 月 18 日（火） 午後 5 時 30 分開会 午後 7 時 30 分閉会

場 所 武蔵野プレイス スペース C

出席者 委員 8 名

船崎委員長、安形職務代理者、赤羽委員、雨宮委員、桂委員、
清水委員、四ッ谷委員、松山委員

事務局 10 名

鎌田図書館長、柏倉吉祥寺図書館長、目澤プレイス図書館長、
盛田課長補佐、加藤課長補佐、前田課長補佐、秋庭係長、
岡野係長、林主任、佐々木主事

内 容 1 議事

(1) 第 1 回議事要録（案）の確認について（資料 1）

(2) 市民のサービス水準の確保について（資料 2）

(3) 資料収集方針について

(4) 中央図書館の運営形態について（資料 3）

2 報告事項

(1) 子ども読書活動推進計画の改定について（資料 4）

(2) 図書館情報システムの更新について

<開会>（午後 5 時 30 分）

【司会】

定刻となったため、第 2 回武蔵野市図書館運営委員会を開会する。まず、傍聴について諮る。本委員会は傍聴基準に基づき、会議を公開している。傍聴者が来た場合には、基準に基づき傍聴を許可している。録音、傍聴について承認いただきたい。要録については、図書館ホームページで公開する。

【委員長】

それでは、議題に入る。まずは、第 1 回議事要録（案）の確認について、事務局から説明をお願いしたい。

1 議事

★議題（１）「第１回議事要録（案）の確認について」

【事務局】

資料１をご覧いただきたい。事前にお送りしているが、前回の要録である。今回の運営委員会で確認いただきご承認をいただければ、委員会終了後にホームページで公開したい。

【委員長】

このことについて、意見等はあるか。

意見等がないようであるため、次の議題に移る。市民のサービス水準の確保について事務局から説明をお願いしたい。

★議題（２）「市民のサービス水準の確保について」

【事務局】

資料２－１のグラフをご覧いただきたい。任意の一時点における予約点数ごと又は貸出点数ごとの利用者数を表している。

予約については、予約を１点している者の数が最も多く、２点、３点と予約点数が多くなるにしたがって、利用者数が減っていく傾向がある。この傾向は、市内在住・在学・在勤のいわゆる市民と近隣市区在住のいわゆる近隣者で変わりはない。また、市民の中でも在住者及び在勤者は、予約の上限である８点において、利用者数が再度多くなる傾向がある。

貸出については、予約同様、貸出を１点している者の数が最も多く、貸出点数が多くなるにしたがって、利用者数が減っていくが、市民・近隣者のいずれも貸出の上限である１０点において、利用者数が再度多くなる傾向がある。

次に資料２－２をご覧いただきたい。任意の一時点において予約の累積数が１,０００件以上あるタイトルについて、各々のタイトルの最初に予約があった日からの予約累積件数を時系列に表したものである。予約の入り方には、大きく分けて２つの傾向がある。

１つ目は、有名な著者の作品等、受入れ後３０日以内の初期から予約数が多く、そのまま予約数が増え続けるという傾向である。

2つ目は、途中何回かの急増期を経ながら、全体的には徐々に予約が多くなるという傾向である。

予約が集中する時期について統計的な傾向を得るためには、より多くのサンプル数が必要であるが、予約の累積数が1,000件以上あるタイトルはあまり多くない。

以上の傾向の中で市民のサービス水準を確保する手法を検討いただきたい。

なお、市民と近隣者の利用等に差を設けることでサービス水準を確保することになるが、差を設ける項目としては、予約、貸出、座席等の館内利用が考えられる。

予約については、市民の予約点数を増やす、近隣者の予約点数を減らす、近隣者の新刊の予約時期を受入れ3か月以降にする等の手法がある。

貸出については、市民の貸出点数を増やす、近隣者の貸出点数を減らす等の手法がある。

館内利用については、近隣者の利用を制限する席を設ける等の手法がある。

【委員長】

説明を受け、質問や意見等はあるか。

【委員】

市民の予約上限を際限なく増やすことのデメリットはあるのか。

【事務局】

図書館内部事務の負担が増えることになる。

【委員】

現在、私自身は上限点数まで予約を行っており、仮に上限点数が多くなった場合はそれに応じて予約を行うと思うが、上限点数を多くせずともサービス水準が不足しているとは感じない。そのため、デメリットが想定されるのであれば、市民の予約上限を多くする必要はないと思われる。

【委員】

市民と近隣者の別はなく予約件数が一定あれば複本を購入するという考え方でいいか。

【事務局】

その通りである。

【委員】

納税の観点からは、近隣者の予約上限を減らしてもいいのではないか。

【事務局】

多摩地域には、近隣者の予約を不可とする市が5団体ある。いきなり近隣者の予約不可とすることは困難であるため、予約上限を減らすところから始めた方がいいと思われる。現状では市民の予約上限8点と近隣者の予約上限5点で差はあるが、これ以上差を設ける場合は、近隣者の予約上限を3点にする等となる。

【委員】

近隣者の予約開始を受入れ後3か月からとすることは、システム上可能か。

【事務局】

今後、システム更新が控えているため、その際に機能を導入することは可能であると思われる。また、他団体の例として、北区ではインターネットでの予約について近隣者は不可としている。

【委員】

できるだけシステムで対応できる方がいいのではないか。北区のようにした場合、「インターネットで予約ができないからカウンターに寄ろう」という利用者が増え、職員の労働増加につながるのではないか。同時に「広く開かれた図書館」が理想であると思うため、一律に近隣者の予約を制限するよりは、システム上可能であれば、ベストセラー本のみを規制する等の対応の方がいいのではないか。

【委員】

近隣者にとっては在住市に図書館があるため、近隣者の予約点数を減らす、または予約を不可とすることは妥当であると思う。

【委員】

たとえば、近隣者の予約を不可とすることで、近隣者にとっての「予約以外でのプレイスの需要」を判断する機会となるのではないか。事務局としては、予約を認めないところまで考えているのか。

【事務局】

近隣者への丁寧な説明を要するため、近隣者の予約を即座に不可とすることは難しい。

【委員】

予約した図書の受取件数は、武蔵野プレイスが多いのか。

【事務局】

中央図書館が17万2千件、吉祥寺図書館が17万8千件、武蔵野プレイスが30万1千件である。

【委員】

開館時間も影響しているのではないか。

【委員長】

その影響は考えられる。

【委員】

近隣者の予約点数を徐々に減らし、1件または2件としてはどうか。

【委員長】

では、次に近隣者の貸出制限について検討したい。意見等はあるか。

【委員】

市民の貸出上限を多くすることは、職員の負担増につながるか。

【事務局】

予約に比べ職員の負担増加は少ないと思われるが、図書館間でやり取りする物流は増えるため、それに伴い運搬回数や一度に運ぶ図書の数を増やすことにより運送等の費用が上がる可能性はある。

【委員】

現在よりも多くの点数を借りる市民は多くないと思われるため、仮に市民の貸出上限を現在より多くし、市民と近隣者の貸出上限の差をより大きくしたとしても、メリットを感じる市民は少ないかもしれない。

【委員】

たとえば、小金井市のように貸出上限を無制限としている団体はどのように運用しているのか。

【事務局】

恐らく、全体の貸出件数があまり多くないため運用できていると思われる。武蔵野市の貸出は年間 265 万件であるが、貸出点数を無制限としている多摩市は 169 万件である。

【委員】

市民としては、仮に貸出上限を多くしたとしても、結局は持って帰らなければならないため、たとえば同時に 10 冊以上を借りるということは、現実的には難しい。

【委員】

個人的には子どもの読み聞かせのために貸出上限まで図書を借りているが、図書を入れ替える期間として 2 週間がちょうどいい。大人が読む図書は、多く借りたとしても 2 週間では読み切れない。そのため、貸出上限が増えたとしても、満足度は上がらないと思われる。むしろ、予約をして待たされることの方がストレスに感じる。

【委員】

貸出上限を多くした場合、それに伴い図書の返却遅延や紛失のリスク増加が懸念される。

【委員長】

意見が出たようであるので、次の議題に移る。事務局から説明をお願いしたい。

★議題（3）「資料収集方針について」

【事務局】

武蔵野市立図書館の蔵書傾向について、安形委員に分析をお願いしていたため、そのご報告からお願いしたい。

【委員】

国会図書館の蔵書に対する、武蔵野市の蔵書約 76 万 8 千点のうち ISBN が付与されている約 63 万 5 千点のカバー率を算出することで、武蔵野市の蔵書傾向を分析できると考えた。ISBN が付与されているもの。これを調べることでカバー率を出せると考えた。ただし、国会図書館の蔵書には、一般的な図書館では蔵書としない問題集等が含まれ、さらに国会図書館の蔵書のうち約 10% は国外の出版物が占めているため、国内の出版物に限った場合は、今回提示する武蔵野市のカバー率よりも多くなると思われる。

以上の条件下で 16.5% というカバー率は、一地方公共団体としては多いと言える。出版年別のカバー率も算出したが、概ね 15% 前後である。

1993 年は 26.3% であり、国内の出版物の 4 分の 1 をカバーしている時代があったようである。2019 年は、10.2% であるが、出版社が粗製乱造している出版物を買わなかったことが影響していると考えられる。また、たとえば 2003 年の出版物については、10 万 8 千点の購入に対して 3 千点を除籍しているため、図書の新鮮さを一定程度保とうとしていると思われる。バブル崩壊後に資料費が下がった団体では、新しい図書を購入できないため、あまり除籍しない傾向にあるが、武蔵野市はきちんと対応している印象を受ける。

【委員長】

1993 年については、中央図書館を立て直した際に大量に購入したものと思われる。

【委員】

類別のカバー率をみると、小説等の 9 類は、ISBN が付与され始めた 1980 年代以降の出版物の約 30% と高く、一方で芸術や漫画等の 7 類は低い。

【事務局】

このような蔵書分析を経て、複本の購入基準及び各館の特徴をいかした資料収集方針の決定を、令和 2 年度内に行いたい。

なお、2010年以降カバー率がやや低下しているが、近年武蔵野市の資料費が大きく増減していないため、母数である出版物のタイトル数が増えたためと考えていいか。

【委員】

いいと思われる。

【委員長】

それでは、次の議題に移る。事務局から説明をお願いしたい。

★議題（４）「中央図書館の運営形態について」

【事務局】

資料3をご覧いただきたい。まず、現状については、昭和62年に司書資格を要件とした職員採用を行って以降、司書資格を要件とした職員採用は行っておらず、当該職員らの定年退職の時期が近づいてきている。

また、中央図書館については、武蔵野プレイス新設や吉祥寺図書館のリニューアルによる物流増加への対応に関する負担が大きくなっている。

武蔵野プレイス及び吉祥寺図書館については、武蔵野生涯学習振興事業団を指定管理者とした運営が一定の評価を得ている。しかし、事業団が図書館を担って10年経っていない状況であり、それぞれの管理系の部署には市職員を派遣しており、人材育成が課題となっている。

指定管理制度の一般的なデメリットとしては、指定期間の課題、選書や資料保存における専門性確保の課題、経済的な課題等が挙げられている。

以前視察を行った調布市及び新宿区の状況についても案内する。調布市は、全館直営であり、司書資格を要件とした職員採用を続けている。新宿区は、エキスパート職員制度があり、市の職員を一定期間、中央図書館に配属できる仕組みがあり、分館は民間事業者が指定管理している。

視察以外では、青梅市が全館指定管理を行っており、図書館を所管する市の部署は、「指定管理前と比べサービスがレベルアップした」と評価している。選書のチェックは、市の担当者が行っている。

武蔵野市の中央図書館の役割については、図書館行政の企画立案、3館の運営・サービス基盤の整備・提供、地域館機能として整理した。この整理に基づき、それぞれの役割の担うために必要な経験・能力・適正が、市図書館員に求められる専門性・スキルであると考えている。

以上を踏まえ、中央図書館の運営形態について議論をお願いしたい。

【委員長】

意見等はあるか。

【委員】

指定管理は人材育成が弱点なため、図書館業務のノウハウの維持をどのように行うかが論点となる、という解釈でいいか。

【委員】

中央図書館は直営、分館は指定管理とする中で、どのように人材育成していくか、ということであると思う。

【委員】

中央図書館も指定管理にした方がいいという意見が出てきているということか。

【事務局】

市議会では、武蔵野プレイスと吉祥寺図書館の指定管理が成功しているため、中央図書館も指定管理にした方がより効率的に運用できるのではないか、という意見があがった。

【委員】

全館を指定管理にした場合、運営上何らかの不具合が生じたときに市の意向通りに戻すことが困難になるため、市が強く関与できる体制の方がいい。

【委員長】

中央館は市の方針を強く反映できるよう直営とした方がいい。

【委員】

実際に事業団の職員を市の職員として新規採用することはあり得るのか。

【事務局】

人事交流として、市の職員を事業団へ、事業団の職員を市へというように派遣研修は可能である。

【委員】

指定管理制度の一般的な課題として挙げられている「経済的な課題」として、図書館法で「『入場料徴収や資料利用に対する対価を求めてはならない』と定められている」ということであるが、まったく対価を求めてはならないのか。

【委員】

たとえば、特定の閲覧席は利用料を徴収するというは可能であるが、利潤を求めるような方法は難しいと思われる。

【委員】

たとえば、予約件数の推移等、出版社からのニーズがあるデータを企業に売ることができるか。

【委員】

図書館利用者の情報を守るという大前提があるため、困難であると思われる。

【委員】

データを売ることは極端な例かもしれないが、経済的価値を生み出すことで職員のモチベーションの確保につながると考えた。職員にとって、何らかの「見える数字」があるといいのではないか。

【委員】

図書の予約料を徴収する国はある。しかし、職員のモチベーションを確保するインセンティブになるかは疑問である。

【事務局】

図書館ではトピック展示を行っており、その際、展示時の貸出件数を出している。たとえば、展示時と書架時におけるそれぞれの貸出件数の差を出すことで、展示による効果を職員が実感でき、モチベーションの確保につながるかもしれない。

【委員】

事業団としての運営課題はあるのか。

【事務局】

まず、人材育成は課題である。また、経済的な課題としては、事業団の予算はほぼすべて市からもらっているが、事業団の経営努力の結果、経費を削減した場合でも、事業をうって利益を上げた場合でも、全額市に返還しなければならないため、経済的なインセンティブが働きにくいことが挙げられる。一方で、財源が保証されているというメリットはある。

【委員】

一般的な指定管理制度導入の主目的はコストの削減であるため、今後、「民間企業の方がコストを削減できるため、民間企業を指定管理者にしろ」ということにならないかが心配である。事業団の運営が「うまくいっている」と言うときのエビデンスは何か。

【委員】

日本で最も利用者数の多い図書館を運営できている点では、当面は「事業団から民間企業に指定管理を替える」という議論にはならないのではないかと。また、仮に事業団から民間企業に指定管理者が替わったとしても、中央館が直営であることによって継続性を保てると考えられる。

【委員長】

それでは、報告事項に移る。事務局から説明をお願いしたい。

2 報告事項

★報告（１）「子ども読書活動推進計画の改定について」

【事務局】

資料４をご覧いただきたい。子ども読書活動推進計画を改定するため準備を進めており、令和２年３月１０日に第１回の策定委員会を開催する予定である。テーマとしては、中高生世代へのアプローチやさらなる子どもの読書環境の向上、学校図書館の活用等を想定している。策定状況は、逐次報告する。

【委員長】

意見等はあるか。

【委員】

策定委員会を設置するということであるが、今後さらに視覚障害者の読書推進に関わる法律関係の計画策定も必要になると思われる。何年か毎に法改正があると思われ、その度に複数の計画に関する改定の策定委員会を設置することは、市として負荷ではないか。そのため、図書館運営委員会を策定委員会に位置付ける方法を提案しておく。

【委員長】

では、次の報告に移る。事務局から説明をお願いしたい。

★報告（２）「図書館情報システムの更新について」

【事務局】

図書館システムは５年ごとに見直しを行っており、現行のシステムは令和２年末に入替となるため、令和３年１月からは新しいシステムとなる。システム入替のための休館時期が生じるため、毎年秋に実施していた特別整理期間をシステム入替と同時期に行うこととする。

【委員】

利用者にとっては、使い慣れたシステムの方が負荷は少ないという点を考慮し、選定を行ってほしい。なお、選定はどのようなプロセスで行われるのか。

【事務局】

指名した複数の業者の中から手上げ制によるプロポーザルという形式で行う。現在作業中であり、３月中には決定する見込みである。

【委員】

スマートフォン等のモバイル端末でシステムを利用する利用者が多いと思われるため、モバイル端末で使いやすいシステムが好ましい。

【事務局】

モバイル端末での使いやすさとは、具体的にどのような内容か。

【委員】

スマートフォンの画面や操作に適した画面レイアウトが代表的である。

【委員長】

それでは、最後の日程調整に移る。

3 その他

★（１）「日程調整」

【委員長】

次回は、４月１５日、２２日のいずれかの午後５時３０分から開催する。

<閉会>（午後７時３０分）

【司会】

以上をもって、第２回図書館運営委員会を閉会する。